

2 障 第 1 9 1 3 号
令和 2 年 1 2 月 2 1 日

法 人 等 各 位

佐世保市保健福祉部
障がい福祉課長
指導監査課長

日中サービス支援型共同生活援助事業者による佐世保市地域自立支援協議会
への報告等について（通知）

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月に施行された障害者支援法の改正に伴い、共同生活援助（グループホーム）の新たな類型として「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。

当該サービスの指定申請及び運営に当たり、本市では地方公共団体等が設置する協議会等に対し運営方針や事業の実施状況を説明し、当該協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと定めております。

つきましては、具体的な運用について別紙のとおり定めましたので通知します。

〒857-0042 佐世保市高砂町 5 番 1 号
佐世保中央保健福祉センター
佐世保市保健福祉部障がい福祉課
障がい支援係
連絡先：0956-24-1111（内線 5108）

(別紙)

日中サービス支援型共同生活援助事業者による佐世保市地域自立支援協議会への報告等について

1 日中サービス支援型共同生活援助の概要

障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設（平成 30 年 4 月施行）された共同生活援助（グループホーム）の新たな類型です。地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することを目的として短期入所を併設しており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的役割を担うことが期待されています。

2 佐世保市地域自立支援協議会への報告・評価について

① 実施状況報告等について

「佐世保市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 27 年条例第 96 号）第 195 条の 10 において、「日中サービス支援型共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。」と定めています。

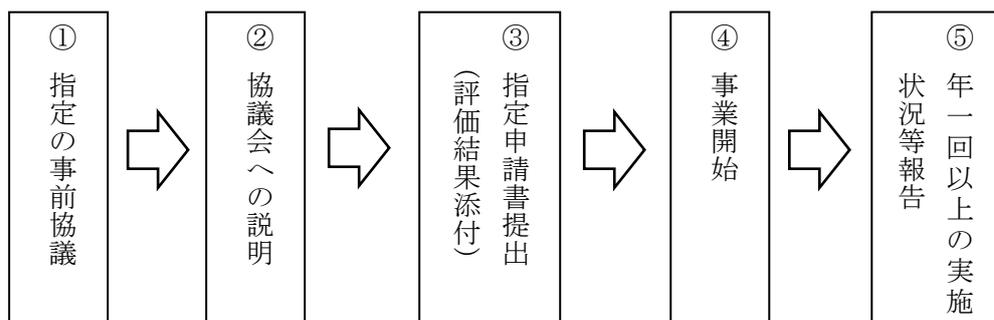
本市における当該協議会等というのは「佐世保市地域自立支援協議会」にあたるため、当該サービス事業者は年 1 回以上佐世保市地域自立支援協議会に対し実施状況等の報告を行い、当該協議会から評価を受けなければなりません。

② 指定申請時の報告等について

日中サービス支援型共同生活援助を行おうとする者は、事業指定の申請に当たり、当該協議会に対し運営方針や事業の実施状況等を報告し、それに対する評価を受ける必要があります。

ただし、既に共同生活援助を運営している事業者が、日中サービス支援型共同生活援助の指定申請を行う際には、人員、設備及び運営に関する知識と経験を備えていることから、当該手続きを省略できることとします。

③ 指定申請における報告・評価の流れ



※初回の報告について、新規指定時に協議会から評価を受けた事業者は、指定年度の翌年度に定期報告を行ってください。新規指定時の評価を省略した事業者は、事業指定の日から6月以上が経過し最初に到来する定期報告時に定期報告を行ってください。

【佐世保市地域自立支援協議会の開催予定及び書類提出について（めやす）】

種 類	開催予定月 (毎年度)	提出締切	提 出 書 類
新規指定	7月	5月末	日中サービス支援型共同生活援助の運営方針等に関する報告について【新規指定用】
	11月	9月末	
定期報告	2月	12月末	日中サービス支援型共同生活援助の運営状況等に関する報告について【定期報告用】

※日程等は年度によって変更となる可能性があります。

3 佐世保市地域自立支援協議会における報告・評価について

上記スケジュールに沿って、提出書類を佐世保市障がい福祉課へ提出してください。提出された書類に基づき協議会に出席して説明を行ってください。

協議会の評価、助言等が記載された「評価シート」を後日お渡ししますので、評価に沿った事業運営に努めてください。

4 指定申請時の提出書類について

別紙「日中サービス支援型共同生活援助の運営方針等に関する報告について【新規指定用】」を本市が指定する期日までに提出してください。

5 事業指定後の定期的な（年1回以上）報告について

別紙「日中サービス支援型共同生活援助の運営状況等に関する報告について【定期報告用】」を本市が指定する期日までに提出してください。

6 提出先

〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号 保健福祉部障がい福祉課障がい支援係

電話 0956-24-1111（内線 5108） FAX 0956-25-2281

メールアドレス syogai@city.sasebo.lg.jp